

甲府家庭裁判所委員会 議事録

1 日時 平成19年1月23日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

池永委員, 植村委員, 岡村委員, 川手委員, 佐藤委員, 寺井委員, 内藤委員,
永井委員, 奈須委員, 宮沢委員, 山口委員, 横山委員, 吉沢委員

(甲府家庭裁判所)

谷口事務局長, 狩野事務局次長, 鈴木総務課長(進行役), 原首席調査官, 板
橋次席調査官, 春日首席書記官, 高橋総務課課長補佐(書記), 井上庶務係長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選出

(3) テーマ設定の趣旨及び進行予定の説明

(4) 裁判所からの情報提供と意見交換

第1セッション

ア 冒頭説明

イ 最高裁判所作成のDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき,
考えなければならないこと」(ドラマ編)の視聴

ウ 視聴後の説明

エ 意見交換

第2セッション

ア 冒頭説明

イ 最高裁判所作成のDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき,
考えなければならないこと」(面接交渉編)の視聴

ウ 視聴後の説明

エ 意見交換

(5) 意見交換の概要

別紙のとおり（ は委員， は甲府家庭裁判所の発言）

5 次回委員会のテーマについて

「少年事件」をテーマとして取り上げ、意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第9回）期日を平成19年7月3日（火）午後2時からとした。

(別紙)

1 第1セッションでの意見交換

「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき、考えなければならないこと」(ドラマ編)の内容は、よくできていると思う。ただ、これを当事者に見せるタイミングは難しいのではないか。

このドラマの印象は、強烈である。このドラマを見て、当事者が自分を見直すきっかけになると思う。当事者に見せるなら、調停の初期の段階ではないか。

このドラマは、夫婦関係の円満解決のきっかけにもなるのではないか。

裁判所では、いつからこのようなドラマを当事者に見せ始めたのか。

このドラマが初めてのもので、去年の5月ごろに最高裁から配布された。

このドラマでは、子どもの気持ちがよく表現されていたと思う。子どもは、「自分が悪いから、親も悪くなるのだ」と、自分を責めることがある。子どもは自分の気持ちを表に出さないなので、行動をよく見ないといけない。

親権者による監護が適切でない場合、親権を制限すればいいのかもしれないが、その手続を一市民がするのは大変であろう。

親権者でない親が、子どもに会うことについての権利性の議論はどうなっているのか。

親権者でない親でも、子どもに会うことについては権利性があるとされている。親権者でない親が、調停を申し立てることになるだろうが、裁判所では、子どもの福祉のためという観点から、総合的に判断していくことになる。

裁判所の面会交流に関する運用は、厳しいのではないか。父親が子どもと会うのは、月1回の半日くらいで、母親の監視の下だったりする。当事者の一方が、DV行為があると誇張していることもある。夫婦間の実態が、裁判所にはわかりにくいのではないか。

面接交渉事件について、家裁調査官はどのように関与しているのか。

面接交渉事件には、家裁調査官は、かなりの程度で関与しており、DVが絡

む事案についても，DVが家庭にどのような影響を与えているか，子どもの調査を通して調査している。家庭に行って様子を見ることもあり，夫婦の一方が子どもに悪口を吹き込んでいるような場合には，子どもを家裁に連れて来てもらって，心理テストなども活用して調査をすることもある。

親の人となりや，どのような手法で調査するのか。

子どもの福祉を中心に考えて調査している。父親と子どもが会うことに，母親が反対する場合には，母親の同意を得た上で，家裁の児童室で家裁調査官が立ち会って，父親と子どもを会わせたりしている。

同意を得ることはできるのか。

面会交流は子どもの健全な発達に役立つものという考え方の下で，当事者の気持ちを解きほぐしつつ，一つずつステップを踏んでいる。裁判官とも相談した上で，十分な準備を行っている。

以前は，面会交流は，あまり問題にはならなかったと聞いたが。

この10年くらいで増えてきている。調停では解決せず，審判になるまで争うものも増えてきている。

統計的には，離婚率は高まってきており，親と離れて暮らす子どもの数が増え，母親が親権者となるケースが多くなってきている。

このドラマを使っていい場合もあれば，そうでない場合もある。いい方向への触発になるケースもあれば，見る側の個人的事情によって，そうでない場合もある。人を見て，その上で，タイミング良く使えばいいと思う。

現実の離婚は，このドラマ以前の問題でトラブルになっていることが多い。

女性がいったん離婚を決意したら，その意思は非常に固いことが多い。このようなドラマを見せても，遅いこともあると思う。

私は，このドラマを，当事者は感情的になっていて子どもの気持ちが理解できていない，ということを親に理解させるものと思って見ていた。これを見て，離婚について考え直そう，とまでは思わないのではないかと。

実際の事件で、このドラマを当事者に見せた例はあるのか。

数例ある。子どもの心理を理解してもらったり、自分のケースを振り返ってもらうために、ケースを選びながら使っている。

当事者に見てもらって、効果はあったか。

思い当たることがあるという感想を述べるなど、子どもが夫婦の紛争で心を痛めていることに思い至るきっかけになったと思う。

このドラマを使うケースは、それ程多くならないのではないか。

調停委員をしているが、調停委員になった当初は、面会交流に触れないことが多かった。最近は変わってきて、子どもときちんと向き合う流れになってきている。調停でも、面会交流に必ず触れるようにしている。

最近、調停で親権を争うケースが増えてきている。争いが高じると、面会どころではなく、一方が子どもを連れて逃げてしまったりする。

2 第2セッションでの意見交換

「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき、考えなければならないこと」(面接交渉編)には、面会交流の場面だけではなく、より一般化して使えるコメントが一杯あった。子育て支援の教材としても使えるのではないか。

裁判所のパンフレットに、「子どもの幸せのため」という内容があり、感動した。大人優位の社会だったのに、このような取組みをしてもらっていて嬉しい。時代が進んだと感じる。

外国では、子どもを持つ際の基本事項を学ぶことが義務づけられているが、日本にはそのような機会はない。この「面接交渉編」に出てくることを結婚前に学んでおけば、離婚しなくて済むのではないか。

家庭内の争いから、子どもが体調不良になることがある。それが、学級崩壊の一因となったケースがある。

この「面接交渉編」は、第1セッションの「ドラマ編」よりも具体例が出ていて良かったと思う。

この「面接交渉編」を，当事者が裁判所を離れる際にルールとして見せると
いう手法もあるが，地域社会で活用することはできないか。

子どものことを大事に考えるという意味で，活用を考えたい。独自のパンフ
レットを作っている裁判所もあるので，検討したい。

活字のパンフレットは，あった方が良い。

ビデオは，見た感想をディスカッションする過程がないと，上っ面になって
しまうことがある。

面会交流について，家裁には対応していけるだけのマンパワーがあるのか。

調停制度が機能しているし，調査官も，できる限り面接交渉事件に関与する
よう努力している。家裁を離れた後のことについては，「家庭問題情報センタ
ー」が積極的に関与している。他にも民間のNPOがあるが，数が少ないのが
実情である。